

達成しよう
組織数700人

はとがや

発行
建設埼玉 鳩ヶ谷地区本部
〒334-0013
川口市南鳩ヶ谷4-24-20
TEL 048-287-0066
FAX 048-287-0068
<http://ken-hatogaya.com>

—告示—

鳩ヶ谷地区本部 第23回 定期大会開催



2024年度を総括

以下の通り第23回定期大会を開催します。

【日時】 5月18日(日)
午前11時開会

【会場】 湊家 (川口市鳩ヶ谷本町1の1の12)

【定員】 20名(先着順)

【議事】

① 2024年度

経過報告・決算報告

② 2025年度

③ その他 運動方針・予算案

ハガキを返信して下さい

同封の返信用ハガキに欠を記入の上、返信をお願いします。欠席の方は委任状欄もご記入の上、返信をお願いします。お手数ですが、5月9日(金)必着をお願いします。

3年連続拡大目標達成 春の拡大月間



2月から始まった春の拡大月間は、12・5人拡大(4月1日時点)となり、拡大目標の7名を超え、達成しました。今回は、建設埼玉全体でも拡大目標を達成しており、埼玉各地の仲間が奮闘しています。

1月19日(日)に拡大統一行動を行い、役員7人と書記1人の計8人で24事業所を訪ねました。3つの班に分かれて行動し、それぞれ粗品と組合パンフレットを携え、各事業所に向かいました。訪問先では、改めて組合メリットを説明し、未加入者の紹介をお願いしました。訪問先では、急な訪問にも関わらず快くご対応頂き、組

合への協力を約束して頂きました。また、「寒い中、日曜日頑張っているんですね。ありがとうございます。」と感謝の言葉も頂きました。地域の話やこれからの組合行事についても会話が弾み、拡大の一步となったことを実感出来る取り組みでした。

また、2025年度の鳩ヶ谷地区部の組織数は692人でスタートしました。昨年度は700人を達成しましたが、残念ながら維持出来ませんでした。

改めて組織数700人を目指して頑張りましょう。ご協力をお願いします。

拡大月間中は御礼を増額

組合では、2月1日から4月1日までを拡大月間としました。鳩ヶ谷地区本部では、この期間に新規加入者をご紹介頂いた方にクオカード2000円と現金5000円を進呈させて頂きます。

入学おめでとうございます



就学祝金

2025年4月にお子様は小学校または中学校に入られる場合、組合より就学祝金(各1万円)が給付されます。

建設国保に加入している方は、事務所より確認のご連絡をいたします。郵送で

ご案内いたしますので、氏名等をご確認の上、振込先をFAX等で返信してください。建設国保に加入していない方につきましては、組合では年齢を把握することが出来ないため、申し出て頂ければと思います。その場合は、「組合員本人名義の振込先が分かるもの」と「世帯全員・続柄入の住民票」が必要になります。この2点をご用意の上、組合事務所までご連絡ください。よろしくお願いします。

新規組合員を募集

身近な仲間をご紹介します



組合に新規加入者を紹介すると…



紹介者にクオカード2,000円プレゼント

さらに、鳩ヶ谷地区本部から現金3,000円を上乗せでプレゼント

お気軽にお問い合わせください♪

【建設国保料】(2025年4月改定)

区分	2024年度	2025年度
特1種A(40歳以上の法人代表者)	30,200円	31,200円
特1種B(30歳から39歳の法人代表者)	24,600円	25,600円
特1種C(25歳から29歳の法人代表者)	17,000円	17,800円
特1種D(25歳未満の法人代表者)	13,900円	14,700円
第1種A(40歳以上の個人事業主)	27,700円	28,700円
第1種B(30歳から39歳の個人事業主)	24,400円	25,400円
第1種C(25歳から29歳の個人事業主)	16,800円	17,500円
第1種D(25歳未満個人事業主)	13,700円	14,400円
第2種A(50歳以上の一人親方)	24,100円	25,100円
第2種B(35歳から49歳の一人親方)	23,700円	24,700円
第2種C(30歳～34歳の一人親方)	19,100円	19,900円
第2種D(25歳～29歳の一人親方)	11,800円	12,500円
第2種E(25歳未満の一人親方)	9,800円	10,500円
第3種A(35歳以上の男子従業員)	18,900円	19,700円
第3種B(30歳から34歳の男子従業員)	18,400円	19,200円
第4種(30歳上の女子従業員)	16,000円	16,700円
第5種(25歳から29歳の従業員)	11,300円	12,000円
第6種(25歳未満の従業員)	9,300円	10,000円
家族(未就学児以外)	5,100円	5,100円
家族(未就学児)	3,600円	3,600円

【介護保険料】(2025年4月改定)

区分	2024年度	2025年度
特1(40～64歳の法人代表者)	5,000円	5,600円
第1種(40～64歳の個人事業主)	4,500円	5,100円
第2種(40～64歳の一人親方)	4,100円	4,700円
第3種(40～64歳の男子従業員)	3,600円	4,200円
第4種(40～64歳の女子従業員)	3,600円	4,200円
家族(40～64歳の家族)	3,000円	3,000円



ご参照ください

全国各地の宿泊施設と契約を結び、皆様が対象施設を利用する際に補助を行っています。補助額は1泊3000円で、年度内1人2泊までです。

② 保養所補助(年度2回)

建設国保と契約を結んでいる医療機関で健康診断を受診する際に補助を行っています。受診する医療機関に予約をして頂き、事務所までご連絡ください。健診コースにより補助額が異なりますのでご注意ください。建設国保のガイドブック57から59ページ参照)

なお、鳩ヶ谷地区本部では、集団検診を行っており、毎年、秋の健診(9月から11月頃に4回程度)と春の検診(2月頃に1回程度)を開催しています。

鳩ヶ谷地区本部の
ホームページを開設しました

鳩ヶ谷地区本部HP

2月26日(水)、建設埼玉会館にて「第113回建設国保組合会」が開催されました。議題は、2025年度事業計画案・予算案で、主に2025年4月からの保険料について審議しました。

納付金や医療費の増加に伴い、国保財政の維持が困難になることが見込まれるため、保険料の改定が提案されました。審議の結果、2025年4月以降の保険料改定が承認されました。

2025年度は、保険料・介護保険料とともに各表の通り改定されます。また、新規事業としてワクチン補助が開始されました。

昨年まではインフルエンザの予防接種のみ補助が出ていましたが、2025年度はインフルエンザ以外の予防接種を行った場合にも補助が出ます。補助額は負担額の50%で、年度内1人2000円です。新型コロナウイルス感染症等の予防接種を行う方は是非ご利用ください。

なお、継続事業としては、

昨年よりデイズニールゾート(東京デイズニールランド・デイズニール等)の利用補助が1000円から2000円に引き上げられました。対象者は、4歳以上の被保険者で、年度1回ご利用頂けます。ご利用の際は、事務所までご連絡ください。

引落とし金額の変更にご注意!

建設国保に加入されている組合員の皆様は、4月から建設国保料が改定されることにより月々の引落とし金額が

ドック健診を受ける際に補助を行っています。補助額は、

① ドック補助(年度1回)

人間ドック2万円、脳ドック3万円、肺ドック2万円で、組み合わせることも可能です。医療機関にドックの予約をして頂き、事務所までご連絡ください。(建設国保のガイドブック43から54ページ参照)

③ 健診補助(年度1回)

建設国保と契約を結んでいる医療機関で健康診断を受診する際に補助を行っています。受診する医療機関に予約をして頂き、事務所までご連絡ください。健診コースにより補助額が異なりますのでご注意ください。建設国保のガイドブック57から59ページ参照)

なお、鳩ヶ谷地区本部では、集団検診を行っており、毎年、秋の健診(9月から11月頃に4回程度)と春の検診(2月頃に1回程度)を開催しています。

詳細につきましては、それぞれ機関紙やホームページにて開催時期に併せてご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

4月から保険料が改定

第113回建設国保組合会

保険料改定について

2025年度は、保険料・介護保険料とともに各表の通り改定されます。また、新規事業としてワクチン補助が開始されました。

昨年まではインフルエンザの予防接種のみ補助が出ていましたが、2025年度はインフルエンザ以外の予防接種を行った場合にも補助が出ます。補助額は負担額の50%で、年度内1人2000円です。新型コロナウイルス感染症等の予防接種を行う方は是非ご利用ください。

なお、継続事業としては、

建設国保
その他の補助紹介

① ドック補助(年度1回)

② 保養所補助(年度2回)

③ 健診補助(年度1回)

更新手続きを忘れずに
事業所労災・雇用保険

近年、事故が増えています

事業所加入の労災保険・雇用保険の更新時期となりました。対象の方には3月上旬に郵送のご案内を送って頂きました。

同封の「労働保険料算定内訳書」に必要事項をご記入頂き、事務所までFAXをお願いします。

その後、頂きましたFAXの内容を基に保険料を計算し、各事業所にお知らせします。お支払い頂く保険料につきましては、登録済引落口座がある方は、5月13日(火)に登録口座より引落しさせていただきます。それ以外の方は事務所にて納付または振込での対応をお願いします。

また、現在、労災保険に加入していない事業所につきましては、労災事故等あった場合、多額の治療費等が発生してしまうこともあり、万が一に備えて必ず労災保険に加入しましょう。

【更新手続き期間】
4月25日(金)まで
【引落日】
5月13日(火)

組合事務所までFAXをお願いします。

雇用保険加入事業所につきましては、同封の「職員別給与支払表」に令和6年4月分からの給与支払額を月毎・個人毎にご記入頂き、組合事務所までFAXをお願いします。

その後、頂きましたFAXの内容を基に保険料を計算し、各事業所にお知らせします。お支払い頂く保険料につきましては、登録済引落口座がある方は、5月13日(火)に登録口座より引落しさせていただきます。それ以外の方は事務所にて納付または振込での対応をお願いします。

また、現在、労災保険に加入していない事業所につきましては、労災事故等あった場合、多額の治療費等が発生してしまうこともあり、万が一に備えて必ず労災保険に加入しましょう。